

議案第八十七号

三朝町予防接種料金徴収条例の廃止について

次のとおり三朝町予防接種料金徴収条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十五年五月十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四十五年五月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



三朝町予防接種料金徴収条例を廃止する条例

三朝町予防接種料金徴収条例(昭和四十二年三朝町条例第二十八号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。